

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を次のように指定したので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により準用する第49条の4第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月9日

伊丹市長 中 田 慎 也

指定する指定緊急避難場所及び指定避難所の施設名称及び住所等

小学校区	施設名称	所在地	指定緊急避難場所の適否					指定避難所 との重複
			洪水	土砂	高潮	地震	火事	
南小学校区	みなみ交流センター	御願塚2丁目2-22	○	○	○	○	○	○